

平成29年度に向けて

**柏市版子育て世代包括支援センター
(案)**

子育て世代包括支援センターイメージ(厚生労働省)

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。
 - **平成27年度実施市町村数:138市町村** ➢ **平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)**

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**



地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等**を実施



妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築



柏市版子育て世代包括支援センター(案)のイメージ

- 様々な機関が行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、妊娠届出時に保健師が全数面接実施をすることにより、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)において、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師等を配置して決め細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。

保健師等が、各機関との連携、情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うと共に、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

+

妊娠・出産に係る相談支援の強化、産前・産後のサポート事業等を実施



妊産婦を支える地域の包括支援体制の構築

センター設置のメリット

➤ 市民サービスの向上

全ての妊婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な方には、早期に支援プランを策定し、**妊産婦等を包括的・継続的に支援すること**で、**子育てに対する不安を軽減し、安心感や自信を醸成**できる。

➤ 効率的なサービスの提供

ワンストップで相談を受け、専門職がコーディネートすることで、必要な**サービスを効率的に提供**できる。

子育て世代包括支援センターに盛り込む事業(案)

【妊娠前】○妊娠に関する普及啓発

【妊娠期から出産・産後】

○産前・産後サポート事業

①プラン作成

②「にこにこダイヤル柏」

③ハイリスク等グループ支援

○センター職員によるプランに応じた支援

○産後ケア事業

○産婦健診

○こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問＋乳幼児
全戸訪問事業)

【育児】

○7～8か月児相談

児童福祉法改正への対応①

支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
- 0歳児の死亡事例の背景として、**母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等**がある。



支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

- **支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。**

※「支援を要する妊婦等」とは

- ①特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
- ②要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児(※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

※1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年～26年)

※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年～26年)

児童福祉法改正への対応②

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。



改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

平成29年度 新規事業予定①

母子健康手帳交付時の妊婦全数面接

- ・妊娠届出時に保健師・助産師等による全数面接と情報提供
- ・要支援者に対するオーダーメイドの支援プランの策定
- ・全ての妊婦を継続的に把握

**現在の母子健康手帳発行場所を市内3か所に集約
⇒「子育て世代包括支援センター」として
設置**

- 平成29年度：中央エリア，南部エリア，保健所内に設置
 - ※北部エリアは，市の公共施設整備状況に合わせて設置
- 保健師・助産師（臨時職員）・精神保健福祉士（臨時職員）
 - ・事務職（臨時職員）を配置予定

利便性から質の向上へ

妊娠中の支援

- ・支援プランに基づく情報提供やサービス
⇒電話相談や面談，家庭訪問等
- ・産科医療機関との連携
⇒妊婦健康診査の受診状況等の把握

出産直後の支援

- ・支援プランに基づく情報提供やサービス
⇒出産直後の家庭訪問や産後ケア訪問等
- ・支援に必要な継続的サービス利用に向けて
⇒コーディネート

平成29年度 新規事業予定②

産後ケア事業

【目的】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施。

【対象者】

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、①「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」、又は②「その他特に支援が必要と認められる者」(ただし、病院等への入院を要するものは除く。)

平成29年度 新規事業予定③

【その他】

- 妊娠に関する普及啓発
 - …子育て世代包括支援センターのPR
- プレ事業
 - …ミニ「ママ・パパ学級」
 - …7～8か月児育児相談

29年度 既存・拡充事業①

【既存】

「にこにこダイヤル柏」

・・・従来より実施している「にこにこダイヤル柏」を子育て世代包括支援センターの事業に盛り込み、妊娠、出産、育児等に関する専用相談電話として、充実強化していく。

29年度 既存・拡充事業②

【拡充】

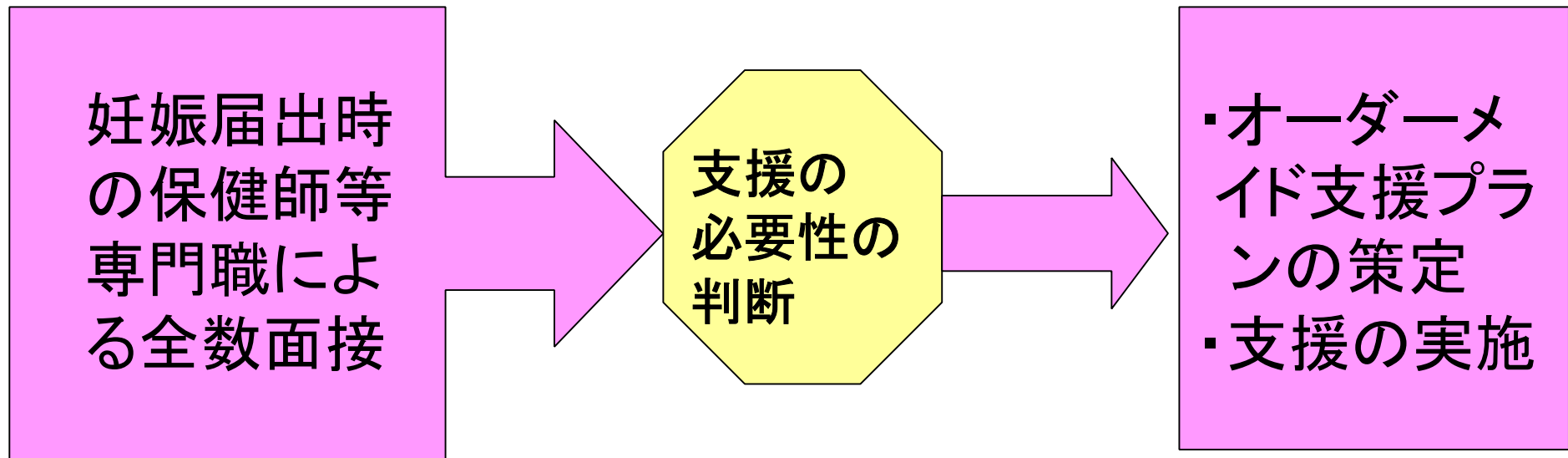
こんにちは赤ちゃん事業

(新生児訪問＋乳児家庭全戸訪問事業)

- 新生児訪問と乳児家庭全戸訪問事業を統合し、こんにちは赤ちゃん事業として実施。
- 全数の新生児・産婦を対象に新生児訪問指導員（保健師・助産師）による家庭訪問を実施。
- 新生児訪問で会えなかった家庭には、乳幼児全戸訪問事業として生後4か月頃に看護師による訪問を実施。

センターに期待される効果

- 妊娠届出をすることで、子育てや健康に関して相談できる人と場所があることを知ることができ、安心・安全な出産，子育てにつながらり，児童虐待予防に寄与できる。



- 既存の母子保健サービスの質の向上や新たな支援プランの構築につながる。
- ソーシャルキャピタルの新たな創出と醸成につながる。

センター設置に向けての課題

- 専門性の高い専門職の確保と、人材育成
- 子育て世代が利用しやすい場所での実施のための開設場所の確保
- 母子健康手帳の交付場所を集約することによる市民への説明
- 既存の母子保健サービスや各種関係機関との連携やネットワークの整備（支援拠点等との円滑な連携体制の構築）